

令和6年 第3回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年3月25日(木) 午前9時30分～午前10時42分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第148号 農地法第3条による許可申請の件(1件)
 - 議案第149号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第150号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第151号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第152号 松前町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第3回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番〇〇委員、5番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第148号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積1,570 m²

〇〇、田、面積1,431 m²

〇〇、田、面積1,358 m²

〇〇、田、面積2,166 m²

譲受人 〇〇 耕作面積 6,525 m²

坪単価 1,900円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

1月の総会にて買受適格証明の交付について審議した案件です。譲受人に今後の営農について確認したところ、1月に確認した内容と変更なく周辺の農地に影響を与えないよう耕作していくとのことで、問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第149号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,004㎡

申請人 浜 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現在○○として使用している土地にマンションが建築されることとなり、代わりの駐車場として今回の申請地を利用するとのこと。周辺の農地にも影響ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続きまして、議案第 150 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号 1 番
土地の表示 ○○、田、面積 118 m²
○○、田、面積 222 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 分家住宅
使用貸借権の設定
農地区分 甲種農地
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲渡人は譲受人の○○さんの父親です。南側へ残る農地への進入については、建設用地の東側に幅 4 m の進入路を残してトラクター等の耕作機械が入れるようにするとのこと。水路も作り、南側へ残る農地では現在の耕作者が引き続き耕作していくとのこと、問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 397 m²

○○、田、面積 1,043 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 露天駐車場・露天資材置場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現状、申請地の一部は雑草が生えている状況です。譲受人の事務所は東温市にありますが、最近南予地方での工事が増えているため、アクセスの良い松前町で農地を探しており、今回申請があったものです。東側の農地についても、引き続き耕作していけるよう入口を広げて耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積1,482㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 露天資材置場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は現在○○の敷地内に資材置場を有していますが、退去しなければならなくなったため、今回の申請があったものです。周辺の農地に影響が無いよう、進入は西側からとし、擁壁は低く設けるとのことです。排水については、自然排水とするとのことで、特に問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第151号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 1年2か月

利用権の設定を行う件数 3件

利用権を設定する面積 1,731㎡

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 5年2か月

利用権の設定を行う件数 4件

利用権を設定する面積 3,019㎡

利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 9年1か月

貸手 1名

借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋

利用権の設定を行う件数 2件

利用権を設定する面積 2,729㎡

利用権を設定する作物 水稻、普通畑

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 9年1か月

貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋

借手 1名

利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,729 m²
利用権を設定する作物 水稻、普通畑
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第151号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第152号松前町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の件について、次のとおり定めたいので、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

押印の廃止を図るため、松前町規則に定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則が定められ、松前町が所管する規則に定められている申請書等の様式について、押印欄を削除する等、令和5年度中に押印の義務付けを廃止することとなりました。これに伴い、農業委員会で所管している当規則についても、押印の義務付けを廃止するものです。具体的な改正部分について説明します。本日お配りした改正後と改正前の規則の2枚目をご覧ください。推進委員推薦・応募書の様式のうち、「1 推薦を受ける者又は応募する者」の押印箇所と裏面の「2 推薦する者」の押印箇所、この2か所の押印を廃止するものです。事務局からの説明は以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

押印を廃止するとのことですが、推薦書の記名は本人が行わなくても良いということでしょうか。

○事務局

認印は本人確認を行う上であまり効力が無いということで今回押印を廃止する動きとなっております。改正前に実印を押印して印鑑証明を添付してもらっている様式などは改正後も自筆してもらう必要があるかと思いますが、今回の場合はもともと認印で、本人であると証明する効力も弱かったため、自筆してもらう必要はないと思われまます。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 152 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。